

**危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令及び危険物の規制に関する
技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件について**

令和 8 年 2 月
消防庁危険物保安室

「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」の結論を踏まえ、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号。以下「告示」という。）を改正する。

1. 改正内容

(1) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動制御装置の導入に係る規定の整備

① 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備【規則第 28 条の 2 の 5 関係】

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において、条件付自動制御装置（使用条件を満たす場合に、給油取扱所の係員が行う顧客の給油作業等の監視及び制御（以下「顧客の給油作業等の監視等」という。）を代替して自動的に行う装置）を設ける場合には、以下の基準によることとする。

- i 顧客用固定給油設備等の周囲の状況の監視及び顧客の給油作業等の監視等を行うための監視設備等の機器を、全ての顧客の給油作業等の監視等を自動的に行うことができる位置に設けること。
- ii 条件付自動制御装置の作動状況等を記録するための装置を設けること。
- iii 条件付自動制御装置を使用して顧客の給油作業等の監視等を行っている旨及び顧客の給油作業等に係る注意事項を給油取扱所の見やすい箇所に表示すること。

② 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準に係る見直し【規則第 40 条の 3 の 10 関係】

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所で、条件付自動制御装置を使用して顧客の給油作業等の監視等を行う場合において、以下の基準のいずれにも適合するときは、規則第 40 条の 3 の 10 第 1 項の規定の一部を適用しないこととする。

- i 当該条件付自動制御装置、規則第 28 条の 2 の 5 第 8 号イの監視設備等の機

器及び同号口の記録装置が正常に作動しているとき。

- ii 当該条件付自動制御装置の使用条件を満たしているとき。
- iii 火気その他安全上の支障がないとき。
- iv 給油取扱所の係員が、次の要件を満たしているとき。
 - ・ i～iiiのいずれかに該当しなくなった場合において、直ちに、そのことを認知するとともに、顧客の給油作業等の監視等を引き継ぎ、並びに規則第28条の2の5第6号ハ及びニに規定する制御装置を確実に操作することができること。
 - ・ 危険物の流出その他の事故が発生した場合において、直ちに、引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講ずることができること。

③ 予防規程に定めなければならない事項の追加【規則第60条の2関係】

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所のうち、条件付自動制御装置を設けるものにあつては、当該条件付自動制御装置の使用条件その他当該条件付自動制御装置を使用して顧客の給油作業等の監視等を行うときの保安のための措置に関する事項を予防規程に定めることとする。

④ 条件付自動制御装置の機能に係る規定の整備【告示第4条の53及び第4条の54関係】

告示において、条件付自動制御装置の機能の技術上の基準を定める。

(2) その他、所要の規定の整備【規則第40条の3の10関係】

2. 施行期日

公布の日の翌日から施行する。

3. 経過措置

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。